

經濟論叢

第140卷 第1・2号

社会の共同資産と財政学……………	池 上 惇	1
日本における結婚費用とそのための 貯蓄……………	チャールズ・ユウジ・ホリオカ	17
金輸出再禁止以降の日本の貿易……………	奥 和 義	32
スモンディ・ロマン主義の再検討(下)……………	長 岡 延 孝	56
先進国—後進国間関係と国際価値論……………	小 倉 明 浩	73
 資料紹介		
ヴェーン大学講義目録における オーストリア学派……………	八 木 紀一郎 池 田 幸 弘	89

昭和62年7・8月

京 都 大 学 經 濟 學 會

日本における結婚費用とそのための貯蓄*

チャールズ・ユウジ・ホリオカ

I 序 説

日本では結婚披露宴が派手であり、その他の結婚費用も他国よりも高いということによく言われることである。そこで日本の家計は莫大な結婚費用に備えて前々から貯蓄をしなければならず、それが日本の高い家計貯蓄率の一因をなしているという議論もある。本論文の目的はこの所説の綿密な検討にある。

論文の構成は以下の通りである。第II節では、結婚費用の水準と内訳や結婚のための貯蓄の重要性に関するデータを紹介し分析する。第III節では結婚関係の貯蓄の総額を計算し、第IV節では結論を述べる。

II 結 婚 費 用

日本における結婚費用に関しては幸い少なくとも2つの調査が定期的に行われている。京王百貨店(1987)と三和銀行(1987)のそれである¹⁾。両調査とも、挙式・披露宴の費用だけでなく、婚約記念品、仲人への謝礼、新婚旅行、新居取得、新婚家庭用の家具・電気製品などの費用まで含まれている²⁾。両調

* 著者は大阪大学社会経済研究所ならびに National Bureau of Economic Research で開催されたセミナーで本論文に基づいて発表し、参加者——特に佐藤和夫、島田晴雄両教授——から有益なコメントを頂いた。また、京王百貨店と三和銀行が貴重な資料を提供して頂き、論文の作成に当たっては菅澤義孝君、藤井美佳さん、ヤスコ・ホリオカに大変お世話になった。心から謝意を表したい。

- 1) Edwards (1987) も三和銀行の調査からのデータを分析している。
- 2) 京王百貨店の調査の場合は結納も新生活時の貯金も結婚費用に含まれているが、三和銀行の調査の場合はいずれも含まれていない。結納は片方から片方への現金の移転に過ぎず両家双方にとっては出費ではないし、新生活時の貯金も出費ではないため、三和銀行の調査におけるこの2つの項目の取り扱い方のほうが妥当ではないかと思われる。

第1表 日本における結婚費用の動向

年次	京王百貨店の調査によるもの		三和銀行の調査によるもの	
	1組当たりの費用(千円)	可処分所得に占める割合	1組当たりの費用(千円)	可処分所得に占める割合
1972	1,827	1.20	—	—
1973	2,485	1.37	—	—
1974	3,011	1.34	—	—
1975	3,317	1.28	—	—
1976	3,637	1.30	4,028	1.44
1977	3,971	1.29	4,288	1.39
1978	4,211	1.30	4,518	1.39
1979	4,344	1.26	5,056	1.47
1980	4,647	1.27	5,745	1.57
1981	5,144	1.35	6,124	1.61
1982	5,526	1.37	6,076	1.51
1983	5,773	1.40	6,312	1.53
1984	5,965	1.38	6,778	1.57
1985	6,099	1.36	7,111	1.59
1986	6,236	1.37	7,479	1.64

備考:「—」数字未詳

出所:京王百貨店営業本部広報担当編、『KEIO BIWEEKLY』(ブライダル特集号)(2年ないし3年毎)

三和銀行ホームコンサルタント編、『挙式前後の出納簿』(調査レポート)(毎年)

但し、いずれの調査も前年半ばから当年半ばまでの間に結婚した夫婦を対象にしており、暦年データに変換するために当年の数字と翌年の数字を平均した。また、京王百貨店の調査は2年ないし3年に1回しか実施されており、実施されていない年の数字を得るために前の調査から次の調査までの間の伸び率が一定であるという仮定を置き、内挿した。

可処分所得に関しては、総務庁統計局編、『家計調査年報』(昭和61年版)(財団法人日本統計協会、1987年)からの勤労者世帯の1世帯当たりの平均年間可処分所得を用いた。

査による平均結婚費用に関する統計が第1表に示されているが、この表に見られる通り日本の結婚費用は膨大なものである。平均結婚費用は、京王百貨店の調査によれば1世帯当たりの平均可処分所得の1.2から1.4倍にものぼり、三和銀行の調査によれば1.4から1.6倍にものぼる³⁾。もちろんこの費用は新郎新婦両

3) 注2で述べたように、結婚費用の範囲は京王百貨店の調査の場合のほうが広いが、にもかか

第2表 日本における結婚費用の項目別内訳

項 目	金 額 (万円)	割 合 (パーセント)
婚 約	71.3	9.4
結 納	(71.8)	—
婚約記念品	(51.5)	(6.8)
雑 費	(19.8)	(2.6)
挙式・披露宴	285.4	37.5
挙式・披露宴	(250.4)	(32.9)
仲人へのお礼	(12.3)	(1.6)
雑 費	(22.7)	(3.0)
新 婚 旅 行	101.0	13.3
新生活の準備	303.7	39.9
家具・電気製品・台所用品等	(171.8)	(22.6)
着物・洋服・装飾品等	(75.3)	(9.9)
住居（新しく借りの場合）	(56.6)	(7.4)
合 計	761.4	100.0

備考：1986年6月と1987年6月の間に結婚した夫婦に関する両家の合計の数字である。

結納は片方から片方への現金の移転に過ぎず、両家双方にとっては出費ではないため合計から除いた。

出所：三和銀行ホームコンサルタント編、『挙式前後の出納簿』（調査レポート第146号）（昭和62年9月），3頁。

家によって賄われるが、それにしても双方とも年間可処分所得の0.6～0.8倍の負担となる。現行所得からこれだけの費用を賄うことは不可能に近く、日本の家計は前々から結婚のために貯蓄をしていることはほぼ確実である。

第2表は結婚費用の項目別内訳を示したものであり、日本における結婚費用の高さの理由についての理解の鍵を与えてくれる。この表に見られる通り、挙式・披露宴（合計の37.5パーセント）と新生活の準備（同39.9パーセント）が最も大きな項目であり、合わせると合計の4分の3以上を占める。

∟わらず結婚費用の総額は三和銀行の調査の場合のほうが大きい。これは両調査の間の回答者の平均収入の格差によるようである。京王百貨店の1987年の調査では回答者の平均年収は384.2万円であったのに対し、三和銀行の同年の調査の回答者の平均年収はその1.64倍の631.7万円であった（いずれも夫と妻の収入の合計）。

挙式・披露宴の費用が高い理由としては、(1)披露宴が派手であること、(2)披露宴の招待客の数が多くこと（三和銀行（1987、1頁）によれば平均して76.2人にもものぼる）、(3)他国の多くでは必要でない費用（例えば、お色直し、引出物、お祝い返し、仲人への謝礼など）が掛かること、が考えられる。

新生活の準備に掛かる費用がなぜ高いかという点、日本では結婚まで新郎新婦が親の家（または会社の寮）に住み、結婚して初めて独立した家庭を作ることが多いからである。例えば、三和銀行（1987、34頁）によると、新婚カップルの57.0パーセントが新しくアパート、家、マンションなどを借り、10.2パーセントが新しく家、マンションなどを購入し、12.7パーセントが新しく社宅に移った。合すると約8割が新しく家庭を作らなければならなかったのである。それに対し他国の多くでは、結婚前から新郎新婦が親から独立して生活し、結婚しても新婦が新郎の住居に移るかその逆が行なわれ、新しい家庭を作る必要がないケースが多い⁴⁾。（日本ではこういうケースは全体の9.5パーセントに過ぎず、6.6パーセントはどちらかの親と同居し、3.9パーセントはその他または無回答であった。）

さらに、日本では新郎新婦が新しい家庭を作らなければならないケースが以上のように他国よりも多いというだけではなく、そのための費用も他国よりも高い。例えばアパートを借りるにしても、家賃が他国よりも高いだけではなく、礼金、敷金（権利金）、不動産業者への紹介料、最初の月の家賃など約6ヶ月分の家賃に相当する額を一時払いしなければならず、これは他国よりもはるかに多い。また、他国の多くとは違って家具付きのアパートがほとんど存在しないため、家具、電気製品などを全部自分で揃えなければならない。第2表から分かるように、これらの家具・電気製品などの費用が新生活の準備に掛かる費用の中で最も大きく、結婚費用の5分の1以上を占めている。

4) このようなケースの場合は、確かに結婚する時に費用を節約することが出来るが、言うまでもなく新しく家庭を作る費用は以前に掛かった訳であって、結局タイミングの違いに過ぎない。新しい家庭を作る費用を完全に節約できるのはどちらかの親と永遠に同居し続ける場合に限られ、このケースはむしろ日本のほうがはるかに多い。

第3表 日本における結婚費用の賄い方

資金源	金額 (万円)	割合 (パーセント)
新郎新婦の貯蓄	344.5	41.3
親からの援助	301.1	36.1
親からの借入	26.8	3.2
親以外からの借入	44.5	5.3
お祝い金など	116.3	14.0
合計	833.2	100.0
受け取った結納	-71.8	—
実質準備資金	761.4	—

備考：1986年6月と1987年6月の間に結婚した夫婦に関する両家合計の数字である。

出所：三和銀行ホームコンサルタント編、『挙式前後の出納簿』（調査レポート第146号）（昭和62年9月），3頁。

このように、日本における結婚費用の高さの理由がある程度分かったが、他国の統計を入手できなかったため各要因の相対的重要性に関してははっきりしたことは言えない。

次に、日本における結婚費用の賄い方に目を向けると、第3表が示しているように、最も重要な資金源は新郎新婦双方の貯蓄であり、全額の41.3パーセントを占めている。次に重要なのは親からの援助・借入であり、それぞれ36.1パーセントと3.2パーセントを占めている。しかも、親からの援助・借入は主に親の貯蓄から出ていると考えられるため、全額の約8割が新郎新婦及び双方の親の貯蓄で賄われているということになる。（残りの約2割は親以外からの借入、お祝い金などによるものである。）これらの統計は日本人は前々から結婚のために貯蓄をしているという前述の臆測を裏付けるものである。

第4表は、貯蓄増強中央委員会が実施している「貯蓄に関する世論調査」から取った各目的のために貯蓄をしている家計の割合に関する数字を示したものであり、日本における結婚のための貯蓄の重要性をさらに裏付けている。この表に挙げられている貯蓄目的のうち、「病気や不時の災害の時に備えるため」

第4表 日本における貯蓄の目的

貯蓄目的	年次			
	1984	1985	1986	1987
病気や不時の災害の時に備えるため	75.0 (34.4)	77.2 (31.4)	75.0 (31.6)	76.4 (33.0)
子供の教育費にあてるため	41.6 (13.8)	43.0 (14.6)	44.7 (14.3)	42.0 (13.2)
老後の生活資金にあてるため	42.1 (15.5)	42.5 (16.6)	42.5 (15.9)	46.1 (19.2)
マイホーム(土地を含む)の取得または増改築などのため	26.3 (12.3)	19.8 (9.0)	20.5 (9.9)	20.4 (9.0)
子供の結婚資金にあてるため	17.6 (4.5)	17.1 (3.5)	15.3 (3.3)	15.5 (3.0)
耐久消費財(自動車・家具・家電など)の購入資金にあてるため	7.5 (1.1)	10.5 (0.9)	10.8 (0.8)	9.4 (0.9)
納税資金にあてるため	5.2 (0.9)	5.4 (0.7)	5.5 (0.5)	4.7 (0.9)
レジャー資金にあてるため	9.7 (1.0)	4.8 (0.5)	5.2 (0.3)	6.1 (0.6)
特に目的はないが、貯蓄していれば安心だから	25.7 (6.5)	26.4 (6.6)	25.3 (7.1)	26.1 (6.4)
その他	1.2 (0.7)	1.6 (1.0)	1.4 (0.9)	1.4 (0.7)

備考：数字は各目的のために貯蓄をしている回答者の割合を示す。単位はパーセント。

上の数字は複数回答(3項目以内)の場合の数字であり、下(カッコ内)の数字は単数回答の場合の数字である。

出所：貯蓄増強中央委員会編、『貯蓄に関する世論調査』(昭和62年版)、116頁。

と「特に目的はないが、貯蓄していれば安心だから」はいずれも予備的動機であり、この2つの目的を合わせて考えると群を抜いてトップに立つ。結婚のための貯蓄は、先の予備的動機、老後、教育、マイホーム購入のための貯蓄に次いで第5位を占める。6世帯に1世帯が結婚のために貯蓄をしており、20世帯から30世帯に1世帯が結婚のための貯蓄に最も重点を置いている。しかもこれらの数字は過小評価かも知れない。なぜならば、この調査の質問表では「子供

第5表 日本における目的別の貯蓄目標額

貯蓄目的	各目的のために貯蓄をしている世帯のその目的のための平均貯蓄目標額(千円)	各目的のために貯蓄をしている世帯の割合(パーセント)	各目的のための目標総額の全目的のための目標総額に占める割合(パーセント)
老後の安定	3389 (1)	42.5 (3)	53.5 (1)
将来の事業資金	3089 (2)	—	—
土地家屋購入	2550 (3)	20.5 (4)	19.4 (2)
子供の養育	726 (4)	44.7 (2)	12.1 (3)
子供の結婚	614 (6)	15.3 (5)	3.5 (5)
不時の支出	363 (7)	75.0 (1)	10.1 (4)
物品購入	192 (8)	10.8 (6)	0.8 (6)
レクリエーション	136 (9)	5.2 (8)	0.3 (8)
納税資金	—	5.5 (7)	—
その他	662 (5)	1.4 (9)	0.3 (7)

備考: 「—」数字未詳

カッコ内の数字は各目的の順位を示す。

出所: 第1列の貯蓄目標額に関する数字は1966年11月に国民生活研究所が実施した「消費者の生活意識と消費貯蓄行動に関する実態調査」で得られ、国民生活研究所編、『国民生活統計年報』(昭和44年版)(倉生堂, 1969年), 第160表, 164頁, に掲載されている数字である。この調査では東京都区部, 武蔵野市, 三鷹市に住んでいる551の普通世帯が調査された。

第2列の各目的のために貯蓄をしている世帯の割合に関する数字は第4表から転載したものである。示されている数字は1986年に関する複数回答(3項目以内)の場合の数字である。

第3列の数字は第1列の数字と第2列の数字を乗じ、これらの積の和が100になるように縮尺したものである。

の結婚資金に当てるため」と書いてあり、前に見たように最も重要な資金源が本人の貯蓄であるのにもかかわらず、回答者の自分の結婚資金のための貯蓄が含まれていないからである。

最後に第5表では、国民生活研究所が1966年に実施した調査から取った各目的のための貯蓄目標額に関する数字が示されている。まず第1列には各目的のために貯蓄をしている家計のその目的のための平均貯蓄目標額が示されているが、「子供の結婚」のための目標額が「老後の安定」、「将来の事業資金」、「土地家屋購入」、「子供の養育」、「その他」に次いで第6位である。従って、各目的のために貯蓄をしている家計の割合から判断しても、各目的のための平均

貯蓄目標額から判断しても、結婚のための貯蓄は第1位ではないがかなり重要である。第5表の第3列にはこの2つの尺度を同時に考慮した上で得られる、各目的のための目標総額の全目的のための目標総額に占める割合が示されているが、「子供の結婚」が「老後の安定」、「土地家屋購入」、「子供の養育」、「不時の支出」に次いで第5位であり、子供の結婚のための目標総額は全目的のための目標総額の3.5パーセントを占める⁵⁾。

要約すると、以上示した統計によれば、結婚費用は日本の場合特に高く、一組当たりの費用が一世帯当たりの可処分所得の1.2から1.6倍にもものぼる。このように高い結婚費用は前々から結婚のために貯蓄をすることを必要にし、事実日本では結婚のための貯蓄は上位5つか6つの貯蓄目的に入る。

しかしながら、以上の分析の問題点は各目的のための貯蓄の取り崩しを考慮していないことである。予備的動機以外の貯蓄目的の場合は、家計は目的を達成するためにいずれは貯蓄を取り崩すつもりで貯蓄を行なう。例えば、結婚前の人のいる家計は結婚の日までその人の結婚費用のために貯蓄を行ない、結婚の日になって結婚費用を賄うために貯蓄を取り崩す。しかも、ある時点においては、ある目的のために貯蓄をしている家計もその同じ目的を達成するために貯蓄を取り崩している家計も存在し、前者の（粗）貯蓄が後者の貯蓄の取り崩しによって部分的または完全に相殺される。従って、その目的のための経済全体の（純）貯蓄は前者の（粗）貯蓄と後者の貯蓄の取り崩しとの間の差と計算できる。（人口、生産性などが一定である定常状態の経済の下では相殺が完全であり（すなわち、その目的のための粗貯蓄と貯蓄の取り崩しが等しくなり）、いかなる目的の場合でもその目的のための経済全体の純貯蓄がちょうどゼロに

5) 将来の事業資金のために貯蓄をしている世帯の割合に関するデータはないが、おそらくそれほど高くはないと思われる。したがって、将来の事業資金のために貯蓄をしている世帯のその目的のための平均貯蓄目標額は非常に高いにもかかわらず、その目的のための目標総額の全目的のための目標総額に占める割合はおそらくそれほど高くはない。同様に、納税資金のために貯蓄をしている世帯のその目的のための平均貯蓄目標額に関するデータはないが、おそらくそれほど高くはないし、その目的のために貯蓄をしている世帯の割合も低いので、その目的のための目標総額の全目的のための目標総額に占める割合も低いはずである。

なる。) 従って、ある目的のために貯蓄をしている家計の粗貯蓄が大きくてもその目的のための経済全体の純貯蓄が大きくなるとは限らず、正になるとも限らない。その目的のための粗貯蓄と貯蓄の取り崩しの相対的な大きさによる。

従って、経済全体におけるある目的のための貯蓄の重要性を把握するためには、貯蓄の取り崩しを考慮に入れることが不可欠となる。次の節では、貯蓄の取り崩しを考慮に入れつつ結婚関係の(純)貯蓄総額を計算してみることにする。

III 結婚関係の貯蓄総額

上述の如く、結婚関係の(純)貯蓄総額は、結婚前の人のいる家計の結婚のための(粗)貯蓄から、当年に家族の一員が結婚した家計の結婚のための貯蓄の取り崩しを差し引くことによって計算することができる。実際の結婚費用に関する詳細なデータがあるため、結婚のための貯蓄の取り崩し額は容易に計算できるが、残念ながら結婚のための貯蓄額に関しては直接的なデータは存在しない。そこで結婚のための貯蓄額を間接的に計算せざるを得なかった。この計算を行なうに当たって、家計が結婚のための貯蓄を結婚の日より一定期間前に始め、結婚の日までに必要な額に達するように貯蓄をすると仮定した。具体的に述べると、家計が結婚式を挙げる年より4年前から結婚のための貯蓄を始め、毎年結婚費用の自分達の負担分の現在価値の9分の2を貯蓄し、残りである9分の1を現行所得から賄うと仮定した。結婚式は平均して6月に挙げられるので、結婚式が挙げられる年においては結婚のための貯蓄を6ヶ月間しかできず、他の年の半分しか貯蓄できないと考えられる。従って、結婚式が挙げられる年の所得からは結婚費用の9分の1しか賄えないという仮定はもっともであろうと思われる。

次に、なぜ家計が4年前から結婚のための貯蓄を始めると仮定したかについて説明しておきたい。これには少なくとも4つの根拠がある。

- (1) 人口動態統計(厚生省(1987, 67, 385頁))によると、1985年の婚姻件

数が735,850件であり、人口は120,265,700であった。従って、100人につき0.61の結婚が行なわれたということ、つまり全人口の1.22パーセントが結婚したということになる。また、家計調査（総務庁統計局（1986, 38頁））によると、1985年における平均世帯人員が3.71人であり、したがって、4.54パーセントの家計で結婚した人がいたということになる。また、第4表が示している通り、1985年には17.1パーセントの家計が子供の結婚資金のために貯蓄をしていた。従って、結婚のために貯蓄をしている家計の割合はその年に結婚した人のいる家計の割合の $17.1 / 4.54 = 3.77$ 倍であり、日本の家計は約3.77年前から結婚のための貯蓄を始めると推論できるのである。

(2) 人口動態統計（厚生省（1987, 98, 358—359頁））によって、子供が結婚する時の父親の平均年齢は55～59歳であるということが計算できる。さらに、「貯蓄に関する世論調査」（貯蓄増強中央委員会（1985, 40—41頁））によると、子供の結婚費用のために貯蓄している家計の割合が世帯主の年齢が50歳代である家計の場合に群を抜いて首位を占めている。これで日本の家計は子供の結婚費用のための貯蓄を結婚間際まで始めないことが明らかになる。例えば、世帯主が55歳の時に家計が結婚のための貯蓄を始めるとすると、結婚まで0～4年しかないことになる。

(3) 日本では教育費（特に大学の費用）の負担が重いため、親（少なくとも大学へ進学する子供の親）は子供が大学を卒業するまで結婚のための貯蓄をする余裕がないと考えられる。また、日本では短期大学、4年制大学の卒業年齢がそれぞれ20歳と22～23歳（一年浪人した場合には23歳）であり、初婚者の平均年齢は男子の場合28.2歳、女子の場合25.5歳である（厚生省（1987, 359頁））。従って、日本の家計は大卒の一人息子の場合なら結婚の5～6年前、大卒の一人娘の場合なら結婚の2.5～3.5年前、短大卒の一人娘の場合なら結婚の5.5年前まで結婚のための貯蓄を始められないことになる。しかも、2人以上の子供がいる場合は結婚のための貯蓄の開始時期がさらに遅くなる。なぜならば、年上の子供の結婚のための貯蓄は本人のみならず、兄弟も大学を卒業するまで始め

られない可能性があり、年下の子供（または遅く結婚する子供）の結婚のための貯蓄は年上の子供（または早く結婚する子供）の結婚式が済むまで始められない可能性があるからである。

(4) 新郎側、新婦側がともに年間可処分所得の約6割から8割に相当する額を1組当たりの結婚費用に当てなければならぬことは前に述べた。家計がある目的のために年々貯蓄できるのは可処分所得の15パーセントであるとすれば、双方とも結婚の4年前位から貯蓄を始めなければならぬ。

以上の根拠から日本の家計が結婚のための貯蓄を4年前から（またはさらに遅く）始めると仮定するのが一番妥当であると思われ、計算の際はそのような仮定を設けた。

次に具体的な計算方法について説明すると、結婚関係の粗貯蓄、貯蓄の取り崩し、純貯蓄を以下の方程式によって計算した：

$$(1) \text{ 粗貯蓄 } GS_t = \frac{2}{9} \sum_{i=1}^4 \left[\frac{N_{t+i} W_{t+i}}{\prod_{j=1}^i (1+r_{t+j})} \right] = \frac{2}{9} \sum_{i=1}^4 \left[N_{t+i} W_i \frac{\prod_{j=1}^i (1+g_{t+j})}{\prod_{j=1}^i (1+r_{t+j})} \right]$$

$$(2) \text{ 貯蓄の取り崩し } DS_t = \frac{8}{9} N_t W_t$$

$$(3) \text{ 純貯蓄 } NS_t = GS_t - DS_t$$

但し、 N = 婚姻件数

W = 1組当たりの結婚費用

g = W の上昇率

r = 利率

以上の方程式は上述の諸仮定を反映しているに過ぎず、ほとんど説明を要しないが、一つだけ説明を要する点がある。すなわち、結婚費用の9分の1が現行所得から賄われると仮定したため、粗貯蓄にも貯蓄の取り崩しにもこの9分の1が含まれていないという点である。

婚姻件数が一定であり、結婚費用の上昇率が利率に等しい定常状態の経済の下では結婚関係の粗貯蓄と結婚関係の貯蓄の取り崩しが等しくなり、従って

第6表 日本における結婚関係の貯蓄総額の動向

年次	京王百貨店の調査によるもの			三和銀行の調査によるもの		
	粗貯蓄	貯蓄の 取崩し	純貯蓄	粗貯蓄	貯蓄の 取崩し	純貯蓄
1972	3.82	3.00	0.82			
	22.23	17.45	4.78			
1973	3.22	3.23	-0.01			
	17.28	17.35	-0.07			
1974	2.66	2.94	-0.28			
	12.75	14.11	-1.36			
1975	2.37	2.61	-0.24			
	11.26	12.43	-1.16			
1976	2.18	2.34	-0.15	2.48	2.59	-0.11
	10.23	10.96	-0.73	11.63	12.13	-0.50
1977	2.11	2.19	-0.08	2.46	2.37	0.09
	10.61	11.03	-0.42	12.36	11.91	0.45
1978	2.05	2.06	-0.01	2.40	2.21	0.19
	10.81	10.88	-0.07	12.67	11.68	0.99
1979	2.02	1.99	0.03	2.33	2.32	0.01
	12.78	12.59	0.19	14.75	14.65	0.09
1980	1.98	1.94	0.04	2.24	2.40	-0.17
	13.02	12.78	0.24	14.71	15.80	-1.09
1981	1.94	2.03	-0.08	2.18	2.41	-0.23
	12.20	12.73	-0.53	13.70	15.15	-1.46

備考：上の数字は結婚関係の貯蓄総額の家計可処分所得に占める割合を示し、下の数字は家計貯蓄に占める割合を示す（いずれも単位はパーセント）。

出所：結婚関係の貯蓄総額の計算方法、データの出所などに関しては本文を参照されたい。家計可処分所得、家計貯蓄に関するデータは経済企画庁経済研究所編、『昭和55年基準改訂国民経済計算報告』（第1巻）（大蔵省印刷局、1986年）、108-111頁、と同『国民経済計算年報』（昭和62年版）（大蔵省印刷局、1987年）、102-103頁、から取った。但し、Hayashi (1986) に従って、固定資本減耗を取得原価ではなく、再取得原価で評価した。

経済全体の結婚関係の純貯蓄がゼロになるということ、以上の方程式によって確認することができる。同様に、もし人口増加または（結婚適齢期の人口の割合の増加などによる）結婚率の上昇によって婚姻件数が増加したり、結婚費用の上昇率が利子率を上回ったりしたら、結婚関係の粗貯蓄が結婚関係の貯蓄の取り崩しを上回り、経済全体の結婚関係の純貯蓄が正になることも確認できる。

次に、計算を行なう際に用いたデータについて述べると、結婚費用に関するデータの出所は上述の京王百貨店、三和銀行の両調査であった（詳しいことについては第1表を参照されたい）。また、利率に関しては、銀行の一年ものの定期預金の前の年の7月1日から当年の6月30日までの間の利率の一日平均を用い、そのデータを総務庁統計局（1986、第12—25表、418—419頁）と同書物のそれ以前の版の同様の表から取った。最後に、婚姻件数に関するデータは厚生省（1987、第3—2表、66—67頁）から取った。

結婚前の人のいる家計の結婚のための粗貯蓄を計算するためには、結婚の時期、結婚費用の上昇率、利率に対する家計の期待に関する情報が必要であり、家計がこれらの変数に関して完全予見を持っていると仮定した。他の期待形成仮説も試みたが、結果はそれほど変わらなかった。

第6表は計算結果を示したものである。この表に見られる通り、結婚関係の粗貯蓄は大きく、家計可処分所得の2～4パーセント、家計貯蓄の10～22パーセントを占めているが、ほとんど同じ位大きい貯蓄の取り崩し（家計可処分所得の2～3パーセント、家計貯蓄の10～17パーセント）によって相殺されている。その結果、経済全体の結婚関係の純貯蓄総額は僅少または負であり、1972年を除くと変動幅は家計可処分所得の-0.3から0.04パーセント、家計貯蓄の-1.4から1.0パーセントであった。

1972年における結婚関係の純貯蓄総額は異常に高かった（家計可処分所得の0.8パーセント、家計貯蓄の4.8パーセント）が、これはその後の2年間の結婚費用の上昇率が極めて高かった（1972—73年には36パーセント、1973—74年には21パーセント）からであった。

1972年以降においてなぜ結婚関係の純貯蓄総額が僅少または負であったかという、次の2つの理由がある。第1の理由は、1947—49年の間に生まれた第1次ベビー・ブーム（団塊の世代）の結婚が1972年にピークを迎え、それ以来人口の継続的増加にもかかわらず、婚姻件数が減少を続けてきているということである。また、第2の理由は、結婚費用の上昇率は利率とほとんど同じ水

準で安定しており、ある年には利子率を下回っているということである。

1972年以前の結婚関係の純貯蓄総額は1972年以降よりは高かったはずである。なぜならば、1951年から1972年まで婚姻件数が一貫して増加したし、結婚費用の上昇率がおそらく利子率を上回っていたからである⁶⁾。必要なデータを入手できなかったため正確な計算はできなかったが、筆者の概算によると1972年以前の結婚関係の純貯蓄総額は期待通り1972年以降よりは大きかったものの、それでも家計可処分所得の1パーセント、家計貯蓄の5パーセントを大幅に下回っていた。

IV 結 論

以上の分析の主な結論を要約すると、個々の(結婚前の人のいる)日本の家計にとっては、結婚費用も結婚のための貯蓄も大変な負担であるが、にもかかわらず、経済全体の結婚関係の純貯蓄総額は僅少であり、日本の15~20パーセントの家計貯蓄率の1ポイントも説明していない。なぜならば、結婚前の人のいる家計の結婚のための粗貯蓄が、当年に家族の一員が結婚した家計の結婚のための貯蓄の取り崩しによってほぼ相殺されるからである。

筆者は教育と住宅購入のための貯蓄に関しても同様な分析を試みた(Horioka (1985), Horioka (近刊))が、これらの目的のための貯蓄も個々の家計にとっては重要であるものの経済全体のレベルではそれほど重要ではないという結果を得た。具体的には、教育関係、住宅関係の貯蓄はそれぞれ日本の家計貯蓄率の1ポイント、2~3ポイント以下しか説明しておらず、(結婚のための貯蓄を含めた)3つの貯蓄目的を合せて考えても5ポイントにも達しない。日本の家計貯蓄率の残りの10~15ポイントは主に老後、遺産、予備的動機のためで

6) Edwards (1987) は1960年代から1970年代にかけての結婚産業の急速な発展とそれがもたらした結婚費用の上昇について述べている。彼によると、生活水準の向上がこの傾向の背後にある要因の一つであったとのことであるが、結婚サービスがおそらく奢侈財であることを考えると彼の主張はもっともである。ちなみに、この分析で用いられている結婚費用のデータは支出に関するデータであり、価格と数量に分解することが不可能である。従って、結婚費用の上昇は価格の上昇と数量の増加の両方を反映している。

あると考えられ、これらの目的のための貯蓄の分析を将来の研究課題に含むつもりである。

参 考 文 献

- [1] 貯蓄増強中央委員会編 (1985), 『貯蓄に関する世論調査』(昭和60年版)(編者)。
- [2] 貯蓄増強中央委員会編 (1986), 『貯蓄に関する世論調査』(昭和61年版)(編者)。
- [3] Edwards, Walter (1987), "The Commercialized Wedding as Ritual: A Window on Social Values," *Journal of Japanese Studies*, vol. 13, no. 1 (Winter), pp. 51-78.
- [4] Hayashi, Fumio (1986), "Why Is Japan's Saving Rate So Apparently High?" in Stanley Fischer, ed., *NBER Macroeconomics Annual 1986* (Cambridge, Massachusetts: The MIT Press), pp. 147-210.
- [5] Horioka, Charles Yuji (1985), "The Importance of Saving for Education in Japan," *The Kyoto University Economic Review*, vol. 55, no. 1 (April), pp. 41-78.
- [6] Horioka, Charles Yuji (近刊), "The Importance of Saving for Housing Purchase in Japan," Institute of Social and Economic Research, Osaka University, Ibaraki, Osaka, Japan.
- [7] 京王百貨店営業本部広報担当編 (1987), *KEIO BIWEEKLY '87* (ブライダル特集) 及び同特集のそれ以前の号。
- [8] 経済企画庁経済研究所編 (1986), 『昭和55年基準改訂国民経済計算報告』(第1巻)(大蔵省印刷局)。
- [9] 経済企画庁経済研究所編 (1987), 『国民経済計算年報』(昭和62年版)(大蔵省印刷局)。
- [10] 国民生活研究所編 (1969), 『国民生活統計年報』(昭和44年版)(至誠堂)。
- [11] 厚生省大臣官房統計情報部編 (1987), 『人口動態統計』(昭和60年版)(第1巻)(財団法人厚生統計協会)。
- [12] 三和銀行ホームコンサルタント編 (1987), 『挙式前後の出納簿』(調査レポート第146号)(9月)及び同レポートのそれ以前の号。
- [13] 総務庁統計局編 (1986), 『日本統計年鑑』(昭和61年版)(財団法人日本統計協会, 毎日新聞社)及び同書のそれ以前の版。
- [14] 総務庁統計局編 (1987), 『家計調査年報』(昭和61年版)(財団法人日本統計協会)。